

**改正**

平成17年12月22日条例第202号

平成23年9月27日条例第14号

平成25年12月25日条例第28号

平成30年9月27日条例第24号

平成31年3月26日条例第4号

柳井市大畠総合センター条例

(設置)

**第1条** 市民の健康保持、増進及び老人の福祉向上を図る総合的な拠点として柳井市大畠総合センター（以下「大畠総合センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 大畠総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 柳井市大畠総合センター
- (2) 位置 柳井市神代4830番地

(指定管理者による管理)

**第3条** 大畠総合センターの管理に関するもののうち、次に掲げるものは、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 大畠総合センターの利用調整に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(利用の許可)

**第4条** 大畠総合センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項による利用許可の際、管理上必要な条件をつけることができる。

(許可の制限)

**第5条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属施設を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利等を目的とするとき。

(4) 前3号のほか、管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

**第6条** 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、若しくは停止し、又は利用の条件を変更することができる。この場合において、第4条の規定により大島総合センターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 公益上特に必要があると認めたとき。

(利用料金の納入)

**第7条** 利用者は、指定管理者に大島総合センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用期日までに納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、定めるものとする。

(利用料金の収入)

**第8条** 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

**第9条** 指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

**第10条** 納付した利用料金は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(目的外利用の禁止)

**第11条** 利用者は、利用許可の目的外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

**第12条** 利用者は、大島総合センターの建物及び附属設備の利用後はすべて原状に復さなければならない。利用許可を取り消された場合においても同様とする。

(損害賠償)

**第13条** 利用者は建物及び附属設備を破損し、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が不可抗力によるものと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の管理の期間)

**第14条** 指定管理者がセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該の日）から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大島町老人福祉センター設置及び管理条例（昭和62年大島町条例第3号）又は大島町保健センター設置及び管理条例（昭和62年大島町条例第4号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

#### 附 則（平成17年12月22日条例第202号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による指定に関し必要な行為は、この条例の施行の前日（以下「施行日前」という。）においても、行うことができる。

(経過措置の原則)

3 この条例の施行の際、現に受けている利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

4 施行日前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則（平成23年9月27日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(管理の期間の特例)

- 2 この条例の施行の日における指定管理者の管理の期間は、改正後の柳井市大畠総合センター条例第14条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成25年12月25日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に納入通知を行った使用料、利用料金、占用料、手数料及び採取料については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月27日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(柳井市大畠総合センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日における指定管理者の管理の期間は、第2条の規定による改正後の柳井市大畠総合センター条例第14条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

附 則 (平成31年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に納入通知を行った使用料、利用料金、占用料、手数料及び採取料については、なお従前の例による。

## 別表 (第7条関係)

### 柳井市大畠総合センター基本利用料金

階	室名	面積 (㎡)	午前	午後	夜間
			9時から正午まで	正午から5時まで	5時から10時まで
1階	研修室	48.00	1,100円	1,320円	1,650円
	娯楽室(1)	50.40	1,320円	1,760円	1,980円
	娯楽室(2)	50.40	1,320円	1,760円	1,980円

2階	健康増進室	326.00	3,960円	5,280円	6,600円
	栄養指導室	64.00	1,320円	1,760円	1,980円
	健康指導室	40.00	1,100円	1,320円	1,650円
その他の室	特に利用を認めた場合は、指定管理者が定める面積類似の室の利用料金に相当する額とする。				
冷暖房利用料金	実費を超えない範囲内で指定管理者が別に定める。				

#### 備考

- 1 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、営利等の目的に利用しないときの基本利用料金の額は、この表に定める基本利用料金の100分の50を加算した額とする。
- 2 利用者がこの表に定める利用時間を超えて利用するときの基本利用料金の金額は、この表に定める基本利用料金の額にその超える利用時間1時間につき、この表の利用時間の午前、午後又は夜間の区分に応じて、当該利用時間欄に掲げる基本利用料金の額（午後10時を超えるときは、夜間欄に掲げる基本利用料金の額）の100分の20に相当する額を加算するものとし、この場合において、1時間未満の端数が生じた場合には、1時間とする。ただし、2時間を超えて利用するときには、この表に定める基本利用料金の額（午後10時を超えるときは、夜間欄に掲げる基本利用料金の額）とする。
- 3 休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に利用するときの基本利用料金の額は、この表に定める利用料金の100分の20を加算した額とする。
- 4 基本利用料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。